

やったぞ!

会計帳簿や書類を見られる



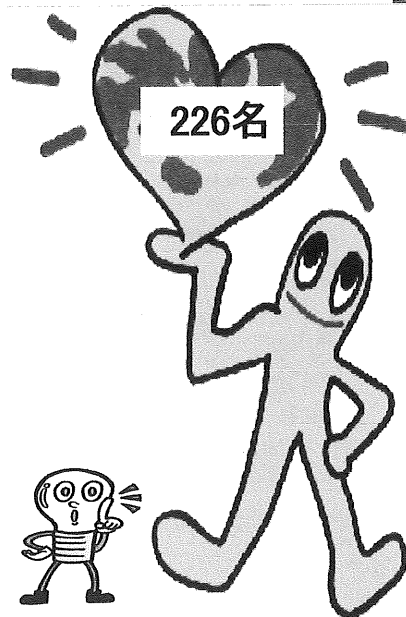
署名が集まりました

ご協力ありがとうございました。

区画整理法第8条に基づく総組合員の10分の1をはるかに超える226名の署名が集まりました。組合や市に対して、不信感や疑問を持っている人が、たくさんいることが分かりました。

12月24日に組合に署名を提出し、法律に基づく帳簿の閲覧を要求してきました。

これから真相究明の始まりです。



これでいいのか!
上南区画整理

No. 8

土地区画整理法

第28条 理事は、定款で定めるところにより、組合の業務を執行し、及び組合を代表する。

9 理事は、組合員から総組合員の十分の一以上の同意を得て会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写の請求があつた場合においては、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。⇒当組合の十分の一は131名です。

破たんの責任を
取らずに 賦課金ですか?
公園廃止ですか?

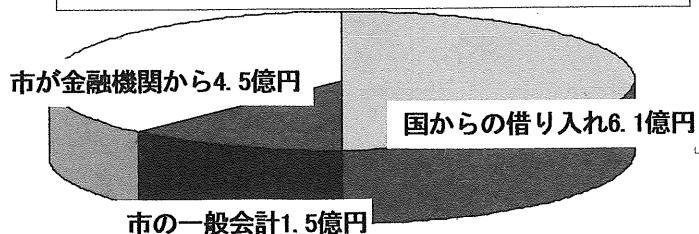


▼12月22日、市議会で、上南組合への12億2200万円の無利子貸し付けが、補正予算で通りました。(反対したのは永野朋子議員一人だけ。議会も住民不在です。)

▼国の都市開発資金から市が6億1100万円を借り⇒市が税金と金融機関の借りで、残り半分をを調達し⇒組合に貸し付けます。

▼金利の支払いも、桶川市が片代わりしただけで、何も変わりません。(桶川市の一般会計から毎年4.5億円分の金利を6年~15年にわたり、支出します。)

上日出谷南区画整理組合への無利子貸し付け



発行元: 「これでいいのか! 上南区画整理」地権者の会
(本会は、住民の声が届かない上南区画整理事業によって、心を痛めている地権者と賛同者の集まりです。みなさんのお力とお知恵を貸してください!)

発行日: 2009年12月24日 Tel・fax: 048-786-6785/ Tel.080-1012-1830/090-9342-2204/ kaminan_chiku@yahoo.co.jp

破たんの原因は強引な手法

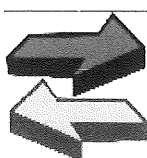
⇒地権者不在、放漫・無責任体質が破たんへ

〈県の情報公開の資料より〉

- ①設立直前に、300戸のかけ込み建築に加え、事業区域を拡大をした結果、移転が増えた。
- ②移転家屋が増えていたのに、地権者への同意の取り直しをせずに（無理と判断）、当初計画のままで、修正しなかった。移転増の費用は、補助金の前倒しでおぎなっていたが、補助が上限になってしまった。
- ④保留地を売却して返すべき借入金で、土地の造成をくり返した。
- ⑤反対する地権者の合意をとるため、保留地と交換したり削ったりしたも結果、売れない保留地や過小宅地が出来てしまった。



- ▶設立当初の駆け込み建築で、同意が足りず、エリアを拡大して計画し、移転個数が増えてしまいました。
- ▶しかし、この移転個数を隠したまま事業計画をつくり、表向きはそのままで、裏で（地価の値上がりを期待して）移転を増やしました。
- ▶でも保留地は売れず、補助金を使い果たした結果の、無計画、放漫運営が招いたことです。



臨時総会の資料の「ウソ」

組合に県が指導をしていました



◎私たちは、事業計画変更の臨時総会について、「問題あり」と、県に訴えてきました。特に、賛成を得るために、「組合が破たんしたら」という総会資料のウソと、脅迫まがいの内容について、総会議決は無効と主張してきました。（理事が組合員を訴えることが出来る、と書かれていましたが、法的根拠はないのです。）

- ◎これに対し、県は、
- ①きちんと判断する
 - ②組合と地権者との話し合いを設定する、と答えながら、11月13日に、認可の告示を出してしまったのです。



◎これに対し、苦肉の策でしょうか、埼玉県知事が指導を出したことが分かりました。補正予算の質疑で、西部区画整理事務所長は、「第7回の事業認可のとき、理事長が県に呼ばれて、4つの項目を指導されました。3つは一般的ですが、4番目は異例のことで、誤解を招くことのないようにと、キツイ文書を出されました。」と答弁しました。

市職員の地上げ屋まがいの強引な書面議決書の回収や、ウソの文書で賛成させた賦課金を、皆さんは、黙って支払うのでしょうか。